

公益財団法人国際開発救援財団役員及び評議員の報酬等 並びに費用に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人国際開発救援財団（以下「本財団」という。）定款第14条及び第32条の規定に基づき、本財団の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第26条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とし、週3日以上本財団の業務に従事する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいう。ただし、次号に定める費用を除く。
- (7) 費用とは、定款第14条第2項及び第32条第2項に基づき、職務の遂行に伴い、直接発生する通勤費、旅費交通費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、評議員及び常勤役員並びに非常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 評議員に対する報酬等は、年間総額50万円を超えない範囲内で、一人1日当たり5,000円（源泉所得税徴収後の金額）を報酬等として支給する。
- 3 常勤の役員に対し、年額6,000,000円を上限とし、理事は理事会の決議により、監事は監事同士の協議により定めるものとする。
- 4 非常勤役員に対する報酬等は、一人1日当たり5,000円（源泉所得税徴収後の金額）を報酬等として支給する。ただし、同一の日において、評議員会及び理事会に出席した場合は、5,000円（源泉所得税徴収後の金額）を上限とする。
- 5 監事監査及びこれに準ずる業務に対する報酬等は、一人1日当たり5,000円（源泉所得税徴収後の金額）を支給する。
- 6 役員等は、前各項の規定にかかわらず、報酬等の受取を辞退することができる。

(退職金)

第4条 常勤役員に対しては退職金を支給することができる。その金額については、勤続年数等を考慮しつつ評議員会において定める額とする。非常勤役員及び評議員には、退職金は支給しない。

(費用の弁償)

第5条 本財団は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については支払うものとし、また前払いを要するものについては概算払いをすることができる。

2 評議員会、理事会等会議への出席についての費用は、交通費等のその他の費用を実費支弁する。

3 費用の支払い等については、理事会において定めるところによる。

(公表)

第6条 本財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(準用)

第7条 報酬等の支給に関し、支給日及び支給方法等、この規程に定めのない事項等については、職員給与規則を準用する。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に際し必要な事項は、理事長が理事会及び評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

沿革

平成22年11月1日施行

平成24年6月22日一部改正

平成25年6月17日一部改正